



各位

2018年11月19日

『北の大地の夢しずく』が 機能性表示食品として受理されました

株式会社北の達人コーポレーション（本社：北海道札幌市、代表取締役社長：木下勝寿）は、消費者庁に届出しておりました、機能性表示食品として現在開発中である、ラフマ由来成分配合のタブレットタイプの『北の大地の夢しずく』が「機能性表示食品」として消費者庁に受理されましたのでお知らせいたします。

「機能性表示食品」制度は、消費者の「自主的かつ合理的な商品選択の機会の確保」を促すために、事業者の責任において健康の維持及び増進に役立つことを表示するものです。（消費者庁HPより引用）

なお、本商品の発売時期は現在未定であり、確定次第速やかにお知らせいたします。

【本件概要】

当社は2013年より飲料版『北の大地の夢しずく』を、北海道産アスパラガスを主原料とした休息サポート飲料として販売しております。

この度、新しくタブレットタイプの『北の大地の夢しずく』を機能性表示食品として開発し、「本品にはラフマ由来ヒペロシド、ラフマ由来イソクエルシトリンが含まれます。ラフマ由来ヒペロシド、ラフマ由来イソクエルシトリンには眠りの質（眠りの深さ）の向上に役立つことが報告されています。」という届出表示にて消費者庁に受理されました。



※画像はイメージであり、実際とは異なる場合がございます。

【届出内容】

機能性関与成分	届出表示	届出番号
ラフマ由来ヒペロシド ラフマ由来イソクエルシトリン	本品にはラフマ由来ヒペロシド、ラフマ由来イソクエルシトリンが含まれます。ラフマ由来ヒペロシド、ラフマ由来イソクエルシトリンには睡眠の質（眠りの深さ）の向上に役立つことが報告されています。	D209